

第 30 号議案

令和 7 年度芦屋市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 7 年度芦屋市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,188,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 7 年 2 月 17 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 後期高齢者医療保険料		2,799,703
	1 後期高齢者医療保険料	2,799,703
2 使用料及び手数料		6
	1 手数料	6
3 繰入金		373,504
	1 一般会計繰入金	373,504
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		14,786
	1 延滞金、加算金及び過料	400
	2 償還金及び還付加算金	4,100
	4 雑入	10,286
歳 入 合 計		3,188,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		40,797
	1 総務管理費	39,825
	2 徴収費	972
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,142,103
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,142,103
3 諸支出金		4,100
	1 償還金及び還付加算金	4,100
30 予備費		1,000
	30 予備費	1,000
歳 出 合 計		3,188,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
帳 票 作 成 ・ 印 刷 及 び 封 入 封 緘 業 務	令和7年度から 令和8年度まで	千円 4,137